別紙

社会福祉法改正に基づく定款変更に係る留意事項について

１　定款例について

（１）変更後の定款については、改正後の「社会福祉法人の認可について」（局長通知）の別紙２「社会福祉法人定款例」を基本として作成してください。定款例の文言に拘束されるものではありませんが、可能な限り定款例の記載内容に沿って作成していただくようお願いします。

（２）定款例は、平成２８年６月２０日付け厚生労働省事務連絡で示された「定款例（案）」から、変更されている点がありますので御注意ください。先だってお送りした平成２８年１１月１１日付けの厚生労働省通知等のデータの中に、変更点を明示したファイルがありますので、変更点について必ず御確認ください。

（※ファイル名「01-2 【参考】社会福祉法人定款例（案からの見え消し）.pdf」）

（３）定款例の各条に付記されている「備考」の内容にも御注意ください。

（４）定款例の「＜説明＞２．記載事項の種類」の区分について、御注意ください。

「必要的記載事項」は必ず定款に記載しなければなりません。「相対的記載事項」は、記載がなくても定款の効力に影響はないが、定款の定めがなければその効力を生じないため、法人として必要な事項については必ず記載してください。

（５）社会福祉協議会においては、全国社会福祉協議会が作成する「法人社協モデル定款」を基本として作成してください。

２　個別の留意事項について

|  |
| --- |
| 　定款例の条文をもとに、御注意いただきたい点を以下のとおり記載しました。取扱いの詳細について、以下の平成２８年１１月１１日付け厚生労働省事務連絡の内容を必ず御確認ください。　①「「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するＦＡＱの改訂について（以下、「①ＦＡＱ」という。）　②社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて(以下、「②Ｑ＆Ａ」という。) |

（１）評議員の定数の経過措置について（定款例第５条）⇒「②Ｑ＆Ａ」の問５(P.9)

　　　「備考二」の評議員の定数の経過措置については平成３２年３月３１日までであり、経過措置を適用する法人においては、経過措置終了までに、評議員の追加の選任を行ってください。

　　　また定款の記載については、「②Ｑ＆Ａ」の問５に従ってください。

**（問５「定款の本則において、評議員の定数を７名と定め、附則において「第○条で定める評議員の人数は、平成２９年４月１日から平成３２年３月３１日までの間は「４名以上」とする。」とすることなどが考えられる。」）**

（２）評議員の選任及び解任について（定款例第６条）

　　　第６条第３項に従い、評議員選任・解任委員会の運営についての細則を理事会で定めてください。

（細則のひな形については、参考として、東京都社会福祉協議会ＨＰに掲載されているものがあります。）

　（ＵＲＬ）http://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html#01

　　　　　　　⇒上記ＨＰの中の「経営相談室だよりNo.118」

（３）評議員会の開催時期について（定款例第１１条）

　　　「備考」にあるとおり、開催月を指定しない場合は「毎年度○月」を「毎会計年度終了後３ヶ月以内」としてください。

（４）評議員会の議長について（条文なし）⇒「②Ｑ＆Ａ」の問１１(P.10)

　　　定款例には評議員会の議長の定めがありませんが、必要な場合は、以下の例を参考に、「（招集）第１２条」の後に条文を加えてください。

|  |
| --- |
| （例）（議長）第○条　評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。 |

　　　また、議長の議決権についても、「(決議)第１３条第１項」に、以下の例を参考に追加して記載してください。

|  |
| --- |
| （例）第○条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。 |

　　※定款例「（議事録）第１４条」の「備考」（議事録の署名人）に、「議長」の記載が出てくるため、第１４条第２項を「備考」に従った記載とする場合は、必ず「議長」の条文を加えてください。

（５）理事会の議長について（条文なし）⇒「②Ｑ＆Ａ」の問１１(P.10)

　　　定款例には理事会の議長の定めがありませんが、必要な場合は、以下の例を参考に、「（招集）第２５条」の後に条文を加えてください。

|  |
| --- |
| （例）（議長）第○条　理事会の議長は、その都度理事の互選とする。 |

また、議長の議決権についても、「(決議)第２６条第１項」に、以下の例を参考に追加して記載してください。

|  |
| --- |
| （例）第○条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。 |

（６）事業計画及び収支予算について（定款例第３１条）

　　　第１項の記載は、「＜例１：理事会の承認、例２：理事会の決議を経て、評議員会の承認＞」となっております。評議員会が運営に係る重要事項の議決機関であることに鑑み、事業計画、収支予算書等については、「例２」のとおり、評議員会の承認を得ることが適当ではないかと考えられますが、必要性については各法人で判断していただきます。

（７）附則について

　　　設立当初の役員については、現行の定款どおりの記載としてください。なお、評議員及び会計監査人の定めは不要です。

（８）会計監査人について⇒「②Ｑ＆Ａ」の問１４(P.11)

　　　会計監査人の設置義務基準に該当するかどうか、平成２８年度決算見込から判断を行い、設置が必要と見込まれる場合は、定款に必要事項を定めてください。判断がどうしても困難な場合は、「②Ｑ＆Ａ」の問１４に従ってください。

（９）理事長の職務代理者について⇒「①ＦＡＱ」の問３９－５(P.16)

　　　現行制度では、理事長の利益相反行為及び双方代理となる事項については、理事長の職務代理が定款準則で示されていますが、法改正後は、利益相反取引(自己契約及び双方代理を含む)については、理事会における承認及び報告により可能とされています。

（10）理事の資格要件のうち、施設の管理者について⇒「①ＦＡＱ」の問３９－６(P.17)

　　　第１種社会福祉事業施設以外の施設管理者でも必要に応じ認められます。

（11）租税特別措置法第４０条の特例の適用を受ける場合について⇒「②Ｑ＆Ａ」（P.3～5）

　　　租税特別措置法第４０条の特例の適用を受ける場合（社会福祉法人が受贈法人として国税庁長官の非課税の承認を受ける場合）は、「①ＦＡＱ」のP.3～5に従い、定款に必要な事項を定めてください。また、特例の適用を受ける意向がある旨を、法人所管課に申し出てください。